

(審査案件第 7 3 号)

答 申

第 1 審査会の結論

長野県知事が行った「平成 年 () 第 号違法公金支出金返還請求事件証人尋問打合せ資料」及び「平成 年 () 第 号違法公金支出金返還請求事件証人尋問打合せ資料」を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立ての経過

- 1 平成19年(2007年)9月13日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、「平成 年 () 第 号違法公金支出金返還請求事件証人尋問打合せに関する一切の文書、平成 年 () 第 号違法公金支出金返還請求事件証人尋問打合せに関する一切の文書」について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成19年9月26日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対し、「平成 年 () 第 号違法公金支出金返還請求事件証人尋問打合せ資料」及び「平成 年 () 第 号違法公金支出金返還請求事件証人尋問打合せ資料」(以下、2件の公文書を合わせて「本件公文書」という。)を対象文書と特定し、本件条例第7条第2号及び第6号イに該当するとしてその全部を非公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成19年10月12日、異議申立人は、本件実施機関に対し本件決定の取消しを求め、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書で行った主張は、次のとおりである。

- 1 本件実施機関は、公開しない理由として本件条例第7条第6号イ該当としてい

るが、同号は本件実施機関に広範な裁量権を与えるものではない。

- 2 本件公文書の公開によって、事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれが、全ての文書について実質的にあるものではなく、かつ法的保護に値する蓋然性もあるものではない。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 本件公文書には、訴訟に係る方針に関する情報等が記載・集約されており、訴訟の一方当事者である県の主張・立証の協議・検討の材料となるものであって、県内部で使用するいわゆる未成熟な手の内情報である。
- 2 仮にこのような手の内情報が、本来公開の法廷の場で主張・立証に用いられるべき範囲を越えて、しかも、訴訟手続を経ないで訴訟の相手方当事者に伝わることとなると、訴訟において対等であるべきはずの県の当事者としての地位が不当に害されることとなるのは明らかである。
- 3 本件公文書に記載された氏名等は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、の事務局へ研修派遣された県職員の給与費分等を長野県が支出したことは違法であるとして、大会運営団体等に対してその費用を返還請求

するように県が訴えられた訴訟に関して、県側の証人として出廷する者を集めて行われた証人尋問の打合せに係る文書であり、起案文、打合せ出席依頼、打合せ次第、打合せ資料、返還請求事件の概要、訴状等で構成されている。

なお、「平成 年()第 号違法公金支出金返還請求事件」(以下「本件訴訟A」という。)は、県職員の派遣期間が短期の研修に係る訴訟であり、「平成 年()第 号違法公金支出金返還請求事件」(以下「本件訴訟B」という。)は長期の研修に係る訴訟である。

3 本件公文書の本件条例第7条第6号該当性について

(1) 本件条例第7条第6号について

本件条例第7条第6号は、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものについては非公開にできる旨を規定しており、同号アからオにその典型的な事務を例示している。同号イは「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を支障の要件としており、本号イを適用する具体例としては、用地買収計画案や訴訟に関する弁護士との打合せ経過などが考えられるものである。

さらに、本件条例第7条第6号の適用に当たっては、「公開することによる支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、「おそれ」については、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと解される。したがって、この規定の趣旨は実施機関に広範な裁量権を与えるものではないことを踏まえて、本号への該当性の有無は、個別具体的に判断されるべきである。

(2) 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、本件公文書が本件条例第7条第6号イに該当することを理由に非公開としているので、その妥当性について以下検討する。

一般に、訴訟は、対立する当事者それぞれが公開の法廷において主張・立証することを前提としているものである。したがって、証人尋問に際してどのように打合せを行ったかが、相手方当事者に公開の法廷外で伝わることとなれば、その情報をもとにあらかじめ反論を準備することが可能となるなど、相手方当事者に有利な影響を及ぼすことは容易に考えられるところである。

当審査会が見分したところ、本件公文書には具体的な打合せ事項等が記載されており、証人尋問に際して行った打合せの内容がわかるものであると認められる。また、出席者に配布された資料には、既に裁判所に提出されていた訴状等も含まれているが、そこには原告の主張に対する県の考え方や反論を説明するため、あらかじめ下線やメモ書きが随所に加筆されていることが認められた。

さらに、本件決定は、本件訴訟Aについては、その証人尋問が行われる前になされたものである。本件訴訟Bの証人尋問は、本件決定時においては終了し

ていたものであるが、本件訴訟 A と本件訴訟 B が一体かつ密接な訴訟であり、同時期に進行していたことを考慮すると、県が本件訴訟 B の証人尋問に際してどのように打合せを行ったかは、本件訴訟 A の証人尋問における県の対応等を予測させるものである。このことから、本件公文書が公開されて、仮に、本件訴訟 A の原告がその内容を知ることになれば、本件訴訟 A の被告である県が一方的に不利になり、訴訟当事者としての地位を不当に害されるおそれがあることは明らかである。

したがって、本件公文書の内容は本件条例第 7 条第 6 号イに該当し、公開することにより県の訴訟に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とすべき情報であると認められる。

4 本件公文書の本件条例第 7 条第 2 号該当性について

本件実施機関は、本件公文書が本件条例第 7 条第 2 号に該当するとしているが、このことに対する異議申立人からの主張はなく、また、上記 3 で検討したとおり本件公文書の全体が同条第 6 号で規定する非公開情報であると認められるため、同条第 2 号に該当するか否かの検討は行わない。

5 結論

以上のとおりであるから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査経過

平成19年（2007年）	11月30日	諮問
平成20年（2008年）	1月31日	審議
平成21年（2009年）	1月13日	本件実施機関から「理由説明書」を受領 （なお、異議申立人からは本件実施機関の理由説明書に対する意見書の提出がなかった。）
	4月27日	審議
	6月22日	審議
	8月5日	本件実施機関からの意見聴取及び審議 （なお、異議申立人からは意見陳述の希望がなかった。）
	9月16日	審議
	10月28日	審議終結